

砂川市規則第10号  
令和6年3月28日

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第13号中「までの期間」を「までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間）」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。